

申請手続き

申請手続き（希望者のみ、下記を確認の上必要書類を提出してください。）

- 令和6年度就学援助申請書（援助希望者のみ提出。）
- 下記①・②の該当者は、添付書類が必要です。申請書と同時に提出できない場合は、申請書のみ4月に提出し、後日添付書類を郵送またはご持参ください。

①転入、単身赴任など

- 令和6年1月1日時点で品川区以外に住民登録していた場合（転入等）
- 同居していない同一生計の方がいる場合（単身赴任等）
 - 所得審査の対象者（平成19年4月1日以前に生まれた方）で、上記に該当する方全員について、アまたはイどちらかの書類が必要です。
 - ア 令和6年度の合計所得金額が記載された「住民税課税証明書※」
 - イ 令和5年分の「所得税確定申告控の写し」（B票の第1～2表。税務署の受領印がある、または電子申請の受付通知が添付されているものに限る。）

②別世帯の扶養親族など

別世帯に税法上の控除対象配偶者や扶養親族として申告している方がいて、世帯人数に加算する場合

- その別世帯の方に関するアおよびイ両方の書類が必要です。提出のない場合は、世帯人数に計上せずに審査を行います。
 - ア 住民票（全年齢提出）
 - イ AまたはBどちらか（平成19年4月1日以前に生まれた方のみ提出）
 - A 令和6年度の合計所得金額が記載された「住民税課税証明書※」
 - B 令和5年分の「所得税確定申告控の写し」（B票の第1～2表。税務署の受領印がある、または電子申請の受付通知が添付されているものに限る。）
- 別世帯の扶養親族等が、令和6年1月1日時点で品川区に住民登録されている場合は、添付書類は原則不要です。ただし、所得の申告をしていない場合は、追加で証明書類の提出が必要になる場合があります。

※ 令和6年度の住民税課税証明書等は、令和6年1月1日時点で住民登録していた区市町村で、6月から交付されます。

注意事項

- 品川区外にお住まいの方は対象となりませんので、お住まいの区市町村の教育委員会へご相談ください。
- 課税証明書等は、必ず令和6年度のものをご提出ください（令和5年度のものでは審査ができません。）。
- 認定された場合、振込口座は学校納付金口座となります。昨年度以前に就学援助の口座変更をした方であっても、学校納付金口座を変更していない場合は、改めて口座変更届の提出が必要です。

提出方法

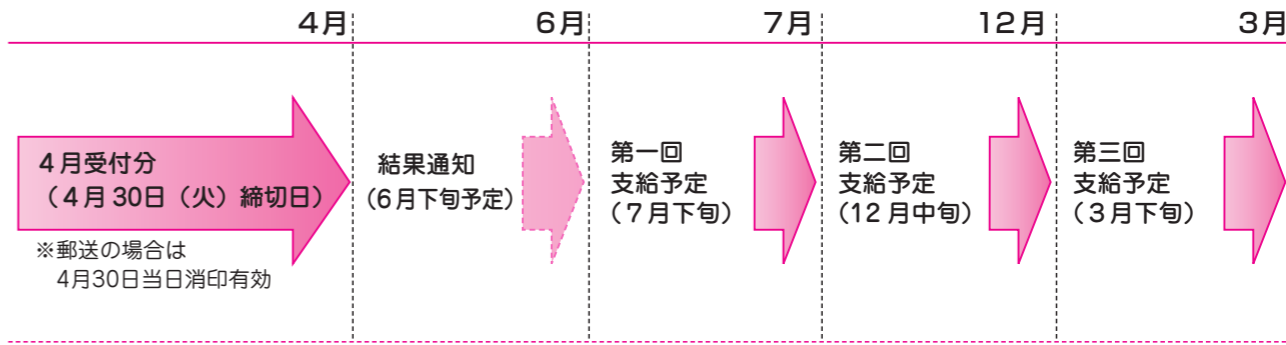
品川区教育委員会事務局学務課あてに郵送またはご持参ください。
（郵送事故がご心配な方は、簡易書留等のご利用をおすすめします。）
※ 学校での受付は行いません。

申請～支給スケジュール

申請受付期間	申請書配布後より 4月30日（火）締切 （学務課窓口提出分） （ただし、郵送の場合は4月30日当日消印有効）
--------	--

4月30日（火）以降、翌年2月3日（月）まで随時申請受付しますが、申請月分からの支給となります。また、支払時期が遅れる場合があります。

受付・通知・支給予定



※振込口座は学校届出の学校納付金口座です。
※学校納付金を滞納している場合は、援助費を学校長口座に直接振り込みます。

- ◆所得超過で不認定となった方で、現在の所得が、失業、倒産、疾病等、本人の意思によらない不慮の事態の発生により、昨年に比べ所得が大幅に減少し認定基準に満たないというご事情がある場合は、お問い合わせください。
- ◆品川区以外にお住まいの方は対象となりませんので、お住まいの区市町村の教育委員会へご相談ください。

《記入例》

令和06年度就学援助申請書
（口座振替依頼書兼同意書・委任状）

品川区長あて
品川区教育委員会あて

住所 品川区 品川 〇〇-〇〇-〇〇

対象児童生徒氏名 品川 良太 荏原小学校 1年

品川 花子 大井町中学校 7年

記入例を参考にして必要事項をすべて記入してください。
●ご兄弟がいる場合は一枚の申請書にご記入ください。
●ボールペンまたはペン（黒色）でご記入ください。
●鉛筆、消せるボールペンなどは使用しないでください。

転入された方は、前住所をご記入ください。（令和6年度住民税課税証明書が必要です。6月に郵送またはご持参ください。）

遠隔地の親族を扶養している場合、世帯主が単身赴任している場合など、ご記入ください。

保護者様の署名をお願いします。（空欄の場合、審査ができません。）

日中連絡のつく電話番号をご記入ください。